

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 壬生町 (都道府県: 栃木県)
 本事業の担当部局名 住民福祉部 こども未来課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	壬生町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日	~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	9,000,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 壬生町の出生数及び婚姻数は年々減少している。婚姻数の増加が出生数の増加へと繋がっていくと考えられ、令和5年度より結婚新生活支援事業にて新婚世帯への家賃等の補助を行っているが、申請件数が伸び悩んでいる現状がある。周知を徹底し、申請件数の増加を目指す必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 昨今の少子化対策に対応するためには、各方面から施策を展開する必要があるため、県と連携を図りながら多様な施策、事業を実施し効果的な対策を講じていく。</p> <p><本個別事業の位置付け> 当町では「第2期壬生町創生総合戦略」を策定し、「壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標に掲げており、本事業については、この基本目標に位置づけられる。また、「壬生創生プラン」を制定し、少子化対策の一環として、安心して子どもを産み育てていける環境整備を進めることにより、結婚観の向上を目指す。</p>			
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有				
【その他独自要件】				
・家賃、共益費は最大6か月分まで。 ・町税を滞納していないこと。 ・暴力団員等でないこと。				

2. 申請見込

①新規世帯見込	18	世帯	②継続世帯見込	2	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	9	世帯		
	その他	9	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年4月～12月までの補助対象夫婦18組(うち29歳以下10組、その他8組)であり、年度末までの見込みの数は18組/9か月×12か月=24組(うち29歳以下13組、その他11組)となる。
令和6年度も同数ほどの補助対象夫婦の数を見込んでいるが、予算の制約により今回の対象世帯は合計18件とする。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	11 世帯
～12月(実績)	1 世帯
1月～3月(見込)	10 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	9 世帯 × 600,000 円 =	5,400,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	9 世帯 × 300,000 円 =	2,700,000 円	
	(継続補助)	900,000 円	

3. 広報の実施予定

戸籍担当窓口での婚姻届で用紙配布時等にチラシの配布、町ホームページ及び広報誌への掲載、庁舎及び公的施設にポスターの掲示。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率		%	1.80 (令和7年)
	婚姻数		件	150 (令和7年)	132 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
		合計特殊出生率		1.15 (令和3年)	
		婚姻件数	件	132 (令和4年)	
		婚姻率		3.4 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70		
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	栃木県の公共施設等でチラシ・申請書配布を行うとともに県HP等での広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	地元の不動産業者に本個別事業の周知(ポスターの掲示、チラシの配布等)に協力をしてもらう。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。